

受入機関 各位

日本大学生産工学部長

生産実習・同（S）に係る事故等の補償形態について

『生産実習・同（S）』は、教養科目、基盤科目、生産工学系科目、専門教育科目からなるカリキュラムの全体と連携し、企業や公的機関等における実習経験を通じて幅広い知識・技能と実践技術との関係を学び取り、主体性と創造性に豊かな実践力ある工学技術者の育成を目的としています。そのため、実習は生産現場等での取り組みが中心となり、事前学習では安全・倫理講習を実施していますが、実習生受入れをご検討いただく貴機関におかれましては、事故等の補償に関してご心配のことと存じます。

本学部では、実習生全員が保険に加入し、万が一、実習中の事故等で死傷した場合、下記3種類の補償形態により保険金または見舞金が給付されるよう備えておりますので、ご理解のうえ、ご支援を賜りたく何卒宜しくお願いいたします。

記

① 生産工学部が任意に加入する保険に基づく給付

（保険責任機関：保険料入金日の翌日～当該年度3月31日）

(1) 学生教育研究災害傷害保険（Bタイプ）〔通学特約を含む〕

死亡保険金	1,200 万円
後遺障害保険金	27 万円～900 万円
医療保険金	3,000 円～30 万円（治療日数1日以上対象）
入院加算金（1日当たり）	4,000 円

(2) 学研災付帯賠償責任保険（Bコース）

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

※(2)は、実習生が実習先で他者に怪我をさせたり、財物を損壊したりすることで被る法律上の損害賠償となります。

② 生産工学部が任意に加入する学生見舞金制度

死亡見舞金	100 万円
後遺障害見舞金	死亡見舞金額に掲げる割合を乗じた額
入院医療見舞金（1事故）	25,000 円
通院医療見舞金（1事故）	15,000 円
入通院一時医療見舞金額（1事故）	3,000 円

③ 日本大学学生傷害及び死亡事故等に関する給付金規程に基づく給付

- 給付金種類
- (1) 死亡慶弔金（200 万円を限度）
 - (2) 後遺障害保険金（200 万円を限度）
 - (3) 見舞金（入院期間等による）
 - (4) 治療費（実費）

※①②③とも故意、重過失による場合、または著しい法令・規程違反行為によるものを除く。

以 上